

通所型サービスコード表（令和8年6月）

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
A6 1111	通所型独自サービス11	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59単位	59	1日につき
A6 1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2			3,621	1月につき
A6 1122	通所型独自サービス12日割			3,621単位	日割の場合	119単位	119
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2		36単位減算	-36	1月につき
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算			1日につき
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	片道につき	
A6 5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	1月につき	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160		
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算		88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算		176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1		72単位加算		72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算		144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ1	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24単位加算		24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算		100
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5	

A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の111/1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2		利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2			(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2			(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2			(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の89/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535		1月につき	
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119単位	83		1日につき	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535		1月につき	
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119単位	83		1日につき	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。